

# 仕 様 書

「事務用封筒（間伐材仕様）の購入（単価契約）」の仕様は次のとおりとする。

## 1 仕様・規格及び予定数量

- (1) 別紙1の仕様・規格の製品または、要求仕様を満たした同等品以上の製品であること。
- (2) 別紙1に示す仕様・規格以外の製品を提案する場合は、提案書を提出する際に、その規格が確認できる書面（カタログの写し等）を添付すること。
- (3) 予定数量は別紙1のとおりとする。ただし予定数量は見込みであり、最低発注数量を保証するものではない。
- (4) 料金後納印及び郵便番号記入枠が封筒上部に印刷されていること（別紙2のとおり）。

ただし、数量の一部（林野庁、農林水産研修所、林野庁森林技術総合研修所）は料金後納印の印刷は不要とする（別紙1 予定数量内訳欄を参照）。

- (5) 農林水産省ビジュアル・アイデンティティ・ガイドラインを遵守した差し出し名称等の印刷がされていること。なお、レイアウトデータ（ai ファイルまたは pdf ファイル）は当省において貸与する。

印刷面については、角形は別紙3-1、長型は別紙3-2を基本とし、特に指定のあるものはそれぞれ別紙3-3から3-6のとおりとする（別紙1 予定数量内訳欄参照）。

また、ロゴ以外のフォントはA-OTF A1 明朝 Std(MS 明朝でも代用可)とする。

- (6) 全国森林組合連合会が規定する「間伐材マーク使用規定に基づく運用基準」により利用が認められた間伐材マークに「この封筒は間伐材を活用しています」の言葉を付したものが、裏面底部折り返し部分に印刷されていること。
- (7) 上記(4)～(6)については電子媒体による校正データを平成24年4月6日までに提出し校正を1回受けること。
- (8) 製品は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」に基づく特定調達物品に該当する品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること、かつ、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を遵守すること。

## 2 納入期間

平成24年4月2日 から 平成25年3月29日 まで

## 3 納入場所（全17ヶ所 別紙4のとおり）

- (1) 農林水産本省内の各部局庁（15ヶ所）  
（東京都千代田区霞が関1-2-1）
- (2) 農林水産研修所（1ヶ所）  
（東京都八王子市廿里町36-1）
- (3) 森林技術総合研修所（1ヶ所）  
（東京都八王子市廿里町1833-94）

## 4 発注及び納入

- (1) 発注は、4月16日、7月17日、10月15日及び1月15日の年4回を原則とし、別紙5の農林水産本省内の部局庁及び官署の発注担当者ごとに別紙6「発注書」により直接行うものとする。  
ただし、緊急やむを得ない場合に限り、追加発注することができるものとする。
- (2) 納入は、発注を受けた日から原則10日（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に定める日を除く。）以内の午前10時から午後5時までの間に、発注元の検査職員の検査を受けた後、別紙4の納入場所へ納品すること。
- (3) 上記3納入場所のうち(2)及び(3)については、宅配便等によることも可とする。その場合、検査職員の検査までは運送会社の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

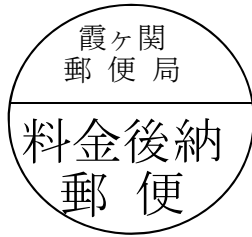
## 5 請求及び支払方法

請求書は別紙5の請求書作成単位ごとに請求内訳を添付のうえ、請求書を提出すること。

## 6 その他疑義が生じた場合は、担当職員と協議すること。

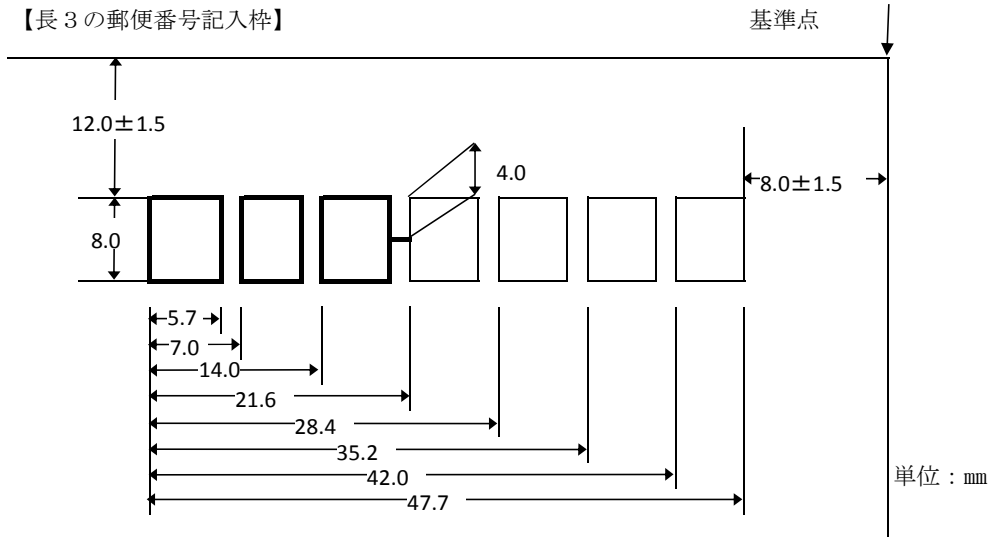
品目	仕様・規格	予定数量 合計 (単位： 箱)	内訳				
			料金後納印 印刷		料金後納印 印刷なし		
			農林水産省	水産庁	林野庁	農林水産研 修所	林野庁森林 技術総合研 修所
別紙3-1、 3-2	別紙3-3(2)	別紙3-3(1)	別紙3-4、3-5	別紙3-6			
事務用封筒 (間伐材封筒)	角1 間伐材1 5%古紙85% 印刷有 1箱5 00枚	82	67	5	7	3	0
事務用封筒 (間伐材封筒)	角2 間伐材1 5%古紙85% 印刷有 1箱5 00枚	602	468	65	56	3	10
事務用封筒 (間伐材封筒)	長3 間伐材1 5%古紙85% 印刷有 1箱1 000枚	207	167	10	16	3	11

【料金後納印】



- ・径は、2センチメートルから3センチメートルとする。
- ・差出事業所名は左図のとおり「霞ヶ関郵便局」とする。
- ・印字位置は封筒左上部とする。

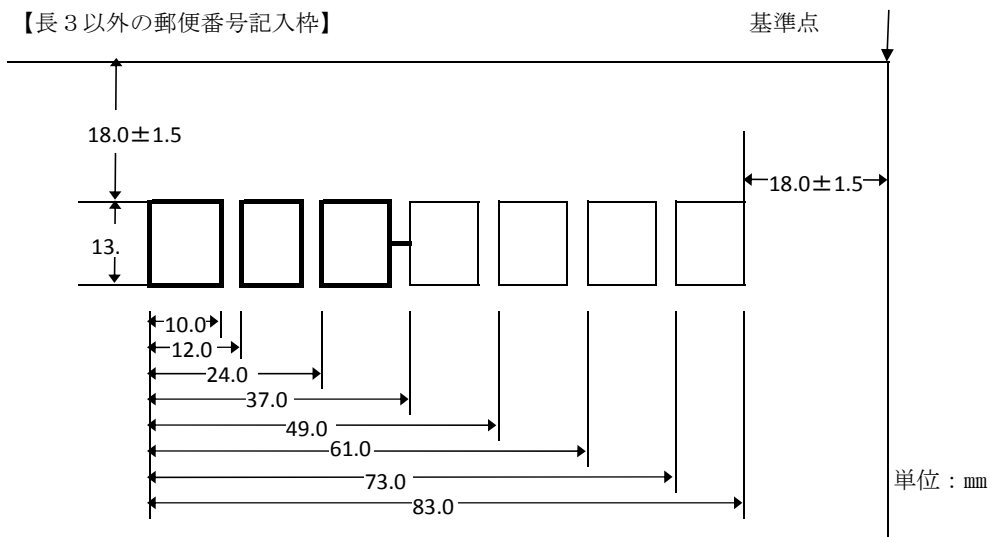
【長3の郵便番号記入枠】



単位：mm

- ・郵便番号記入枠のうち、上3けたの枠およびハイフンの太さは、0.4から0.6mmとし、下4けたの枠の太さは、0.2から0.4mmとする。
- ・図に示す寸法のうち、上端から記入枠までの12.0mmと右端から記入枠までの8.0mmの許容寸法誤差は、±1.5mmとする。
- ・また記入枠とその相互間の寸法は、標準寸法とする。
- ・なお、枠の寸法を測る場合は、枠線の内側を基点とする。
- ・郵便番号記入枠およびハイフンの色は、朱色又は金赤色とする。
- ・ただし、黒又は青系統のインクを混入しないものに限る。
- ・また、色の濃さは、PCS換算で0.4（30%スクリーン印刷相当）以上とする。  
(この仕様はJIS規格(JISS5502)である。)

【長3以外の郵便番号記入枠】



単位：mm

- ・郵便番号記入枠のうち、上3けたの枠およびハイフンの太さは、0.6から0.8mmとし、下4けたの枠の太さは、0.3から0.5mmとする。
- ・図に示す寸法のうち、上端から記入枠までの18.0mmと右端から記入枠までの18.0mmの許容寸法誤差は、±1.5mmとする。
- ・また記入枠とその相互間の寸法は、標準寸法とする。
- ・なお、枠の寸法を測る場合は、枠線の内側を基点とする。

**MAFF**  
農林水産省

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries  
1-2-1, kasumigaseki, chiyoda-ku,  
tokyo, 100-8950 JAPAN

東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話 / 03-3502-8111(代表)  
[www.maff.go.jp](http://www.maff.go.jp)

年 月 日



別紙 3 - 1 及び別紙 3 - 2 に準じ、内容は以下のとおりとする。

(1)

## 林野庁

Forestry Agency  
1-2-1, kasumigaseki, chiyoda-ku,  
tokyo, 100-8952 JAPAN  
東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話 / 03-3502-8111(代表)  
www.rinya.maff.go.jp

年 月 日

(2)

## 水産庁

Fisheries Agency  
1-2-1, kasumigaseki, chiyoda-ku,  
tokyo, 100-8907 JAPAN  
東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話 / 03-3502-8111(代表)  
www.jfa.maff.go.jp

年 月 日

**MAFF**  
農林水産省

〇〇農政局  
〇〇農政事務所

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇合同庁舎  
電話 / 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (大代表)  
FAX / 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
www.〇〇〇〇.maff.go.jp

年 月 日

農林水産研修所  
〒193-0843  
東京都八王子市廿(とど)里(り)町(まち)36-1  
電話/042-661-0511  
FAX/042-661-1235  
年 月 日

**MAFF**  
農林水産省

〇〇農政局  
〇〇農政事務所

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇合同庁舎

電話 / 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (大代表)

FAX / 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

www.〇〇〇〇.maff.go.jp

年 月 日

農林水産研修所  
〒193-0843  
東京都八王子市廿(とど)里(り)町(まち)36-1  
電話/042-661-0511  
FAX/042-661-1235  
年 月 日

別紙 3 - 3 (1) のレイアウトに準じ、内容は以下のとおりとする。



**林野庁**

**森林技術総合研修所**

Forest Training Institute, Forestry Agency

〒193-8570

東京都八王子市廿里町1833番地94

電話/教務指導官室 042-661-3560

総務課 042-661-7121

技術研修課 042-661-3565

経営研修課 042-661-3567

F A X/042-661-7314

年 月 日

## 農林水産省

No.	局 課 室 名	住所等	ドアNo.
1	大臣官房経理課	東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1 農林水産省本省庁舎内	別 310
2	大臣官房国際部国際政策課	〃	本 424
3	大臣官房統計部管理課	〃	北 301
4	消費・安全局総務課	〃	別 415
5	食料産業局総務課	〃	本 626
6	生産局総務課	〃	本 264
7	経営局総務課	〃	別 522
8	農村振興局総務課	〃	本 526
9	生産局農産企画課会計室(食料安定供給特別会計)	〃	本 267
10	経営局保険課(農業共済再保険特別会計)	〃	本 563

## 農林水産省 林野庁

No.	局 課 室 名	住所等	ドアNo.
11	林政部林政課	東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1 農林水産省本省庁舎内	本 759
12	国有林野部管理課	〃	北 713
13	森林整備部研究・保全課森林保全推進室	〃	別 708

## 農林水産省 水産庁

No.	局 課 室 名	住所等	ドアNo.
14	漁政部漁政課	東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1 農林水産省本省庁舎内	本 862
15	漁政部漁業保険管理官	〃	別 822

## 農林水産省 農林水産研修所

No.	局 課 室 名	住所等
16	総務課	東京都八王子市廿里町 3 6 - 1

農林水産省 森林技術総合研修所

No.	局 課 室 名	住所等
17	総務課	東京都八王子市廿里町1833-94
18	〃 (国有林野事業特別会計)	〃 (No.17 と納入場所重複)

※平成24年4月2日現在であって、局課室名及び住所等については、年度途中に変更することがあり得る。

## 別紙 5 (発注及び請求)

組 織 名	支出負担行為 担当官	発注方法			請求方法		
		発注回数	発注日	発注担当者	請求書作成単位 (別紙 4 局課室No.)	提出方法	提出先
大臣官房各課及び 検査部	農林水産省 大臣官房経理課長	原則 年 4 回	4/16、7/17、 10/15、1/15	大臣官房経理課 会計班供用係	No.1	納入の都度 提出(原則年 4回)	発注担当者
大臣官房国際部	〃	〃	〃	大臣官房国際部国際 政策課経理班経理係	No.2	〃	〃
大臣官房統計部	〃	〃	〃	大臣官房統計部管理 課予算会計班用度係	No.3	〃	〃
消費・安全局	〃	〃	〃	消費・安全局総務課会 計指導班用度係	No.4	〃	〃
食料産業局	〃	〃	〃	食料産業局総務課会 計指導班用度係	No.5	〃	〃
生産局	〃	〃	〃	生産局総務課会計指 導班用度係	No.6	〃	〃
経営局	〃	〃	〃	経営局総務課経理班 用度係	No.7	〃	〃
農村振興局	〃	〃	〃	農村振興局総務課経 理班用度第 1 係	No.8	〃	〃

組 織 名	支出負担行為 担当官	発注方法			請求方法		
		発注回 数	発注日	発注担当者	請求書作成単位 (別紙4 局課室No.)	提出方法	提出先
生産局（食料安定供給特別会計）	生産局長	原則 年4回	4/16、7/17、 10/15、1/15	生産局農産企画課会計室特別会計経理班 給与旅費係	No.9	納入の都度 提出(原則年 4回)	発注担当者
経営局保険課（農業共済再保険特別会計）	経営局保険課長	〃	〃	経営局保険課経理班 用度係	No.10	〃	〃
林野庁	林野庁長官	〃	〃	林政部林政課会計経理第2班用度係	No.11	〃	〃
〃 (国有林野事業特別会計)	〃	〃	〃	国有林野部管理課会計調達班給与用度係	No.12	〃	〃
〃 (森林保険特別会計)	〃	〃	〃	森林整備部研究・保全課森林保全推進室保険経理班支出負担行為係	No.13	〃	〃
水産庁	水産庁長官	〃	〃	漁政部漁政課経理班 経理第3係	No.14	〃	〃
〃 (漁船再保険及び漁業共済保険特別会計)	〃	〃	〃	漁政部漁業保険管理官経理班主計係	No.15	〃	〃

組 織 名	支出負担行為 担当官	発注方法			請求方法		
		発注回 数	発注日	発注者	請求書作成単位 (別紙4 局課室No.)	提出方法	提出先
農林水産研修所	(分任支出負担行為担 当官) 農林水産研修所長	原則 年4回	4/16、7/17、 10/15、1/15	総務課総務第3係	No.16	納入の都度 提出(原則年 4回)	発注担当者
森林技術総合研修 所	(分任支出負担行為担 当官) 森林技術総合研修 所長	〃	〃	総務課会計係	No.17	〃	〃
〃 (国有林野事業 特別会計)	(分任支出負担行為担 当官) 〃	〃	〃	総務課会計係	No.18	〃	〃

番号

# 発 注 書

発注年月日

殿

(業者名)

次により物品を納入されたい。

補助職員 職名・氏名・ 印		物品供用官 職名・氏 名・印	
---------------------	--	----------------------	--

番号	品 名	単 価	数 量	金 額
1				0
2				0
3				0
4				0
5				0
6				0
7				0
8				0
9				0
10				0
11				0
12				0
13				0
14				0
15				0
16				0
17				0
18				0
19				0
20				0
	消費税及び地方消費税の額			0
	合 計		0	0
納入場所				
納入年月日				
業者名				
備 考				

※ この発注書は、代金請求のときに提出してください。